

都市計画法施行令等の一部を改正する政令について

◆政令改正の概要

- 令和6年6月、子ども・子育て支援に関する施策を抜本的に強化するために、妊婦及び児童の保護者等に対する新たな給付の創設等を内容とする、**子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律**（以下「改正法」という。）が成立。
- 改正法において、児童福祉法に基づく事業として「**乳児等通園支援事業**」※が創設されたところ、保育所等の既存の社会福祉施設を対象としている**国土交通省関係法令の規制等の対象に、乳児等通園支援事業を行う施設を追加**する必要。
※乳児及び満3歳未満の幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助を行う事業（通称：こども誰でも通園制度）

◆規制等の対象に乳児等通園支援事業を行う施設を追加する政令の概要

施設の安全性の確保や施設整備による地域住民の福祉又は利便の増進を目的として一定の施設に対して規制等を行っている以下の政令について、その規制等の対象に乳児等通園支援事業を行う施設を追加

○都市計画法施行令

- 国、都道府県又は市町村等の事業の用に供する建築物のうち、**開発許可を受けることが必要とされる建築物**として、社会福祉施設等を規定

○特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令

- 航空機騒音障害防止地区内**で建築するに当たって**防音上有効な構造としなければならない**（航空機騒音障害防止特別地区内では**建築 자체が禁止される**）**建築物**として、保育所等を規定

○特定都市河川浸水被害対策法施行令

- 浸水被害防止区域内**において特定開発行為又は特定建築行為を行う際に**都道府県知事等の許可を要する施設**として、保育所等を規定

○地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令

- 公営住宅建替事業の要件緩和※の対象となる公共公益施設**として、保育所等を規定

※公営住宅法上、新たに整備すべき公営住宅の戸数が除却すべき公営住宅の戸数以上であることが要件とされているところ、公共公益施設を新たに整備する旨を地域住宅計画に記載した場合、当該要件が一部緩和される。

○津波防災地域づくりに関する法律施行令

- 市町村地域防災計画等**に位置づけられることで、**避難確保計画の作成や避難訓練の実施等の義務が課せられる施設**として、保育所等を規定
- 津波災害特別警戒区域内**において特定開発行為又は特定建築行為を行う際に**都道府県知事等の許可を要する施設**として、保育所等を規定

○活動火山対策特別措置法施行令 ※内閣府防災所管

- 市町村地域防災計画**に位置づけられることで、**避難確保計画の作成や避難訓練の実施等の義務が課せられる施設**として、保育所等を規定

◆今後のスケジュール 令和7年6月3日閣議決定・6月6日公布・7月1日施行